

東弁2021人権第276号
2021（令和3）年10月18日

東京拘置所

所長 松村 憲一 殿

東京弁護士会

会長 矢吹 公敏

勸告書

当会は、貴所に対し、申立人Hからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、下記のとおり勸告する。

記

第1 勸告の趣旨

貴所が未決被拘禁者に対し、仮就寝から就寝時間帯（午後5時から翌午前7時（休日は午前7時30分））及び午睡時間帯（午後零時10分から午後2時45分）以外の時間帯で横臥を禁止していることは、未決被拘禁者の人格的自律権（憲法第13条）を侵害し、また奴隷的拘束を強いるものである（憲法第18条）から未決被拘禁者の横臥を一般に認めない現在の運用を改め、申告による横臥を認めるよう勸告する。

第2 理由

- i 未決被拘禁者は、勾留の裁判に基づいて身体を拘束されるものであるところ、勾留の目的に必要な範囲において、人身の自由・移動の自由などが制約されるにすぎない。未決被拘禁者は無罪の推定を受けているものであって、勾留の目的を超えてその自由を制約することはできない。人が家庭において居室で自由な姿勢でくつろぐことができるのと同じように未決被拘禁者といえども居室で自由な姿勢をとることは憲法上の人格的自律権（憲法第13条）として認められるものである。
- ii また、閉塞された空間で一定の姿勢をとり続けた場合、血流が固まり、腰痛や肩痛等の原因になることが考えられる。人が自由な姿勢をとろうとするのも身体の苦痛を取り除くためにも必要なことである。横臥することを禁

止した場合、人は身体に対する苦痛を強要されることにもなる。

貴所は、被収容者が勝手に横臥していると即時に異常の有無を確認できないことを横臥禁止の理由としているが、異常の有無の確認のためならば横臥の届出をさせておくことでも目的は達成されると考える。

iii よって、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。